

取手市地籍調査の進捗状況

令和6年3月31日現在

行政面積	調査除外面積 ※1	調査対象面積	実施済面積			進捗率 (%)	残面積
			地籍調査済面積	地籍調査以外の事業による調査済面積 ※2	計		
69.94	9.92	60.02	7.65	2.13	9.78	16.3	50.24

単位：平方キロメートル

※1 調査除外面積：公有水面の面積

※2 実施済面積は地籍調査以外の事業面積（国土調査法第19条第5項指定及び登記所備付地図作成作業）を含みます。

国土調査法第19条第5項指定とは

土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同等に取り扱うことができる制度。

登記所備付地図作成作業とは

不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、登記所に備え付けられる地図を国（法務局）が直轄で作成する事業である。

「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年 6月26日都市再生本部決定）の方針を踏まえ、全国の都市部の人口集中地区（DID）の地図混乱地域を対象に作成作業が実施されている。